

岩手県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営泉沢・中平地区（泉沢換地区及び中平換地区）土地改良事業（九戸郡野田村）に係る換地処分をした。

令和7年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也